

第二十八回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和三十三年二月十日(月曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

二月七日委員高田なほ子君辭任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事

大川 光三君

一松 定吉君

棚橋 小虎君

宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君

重宗 雄三君

吉野 信次君

後藤 文夫君

辻 武詩君

政府委員

警察庁警備部長 山口 喜雄君

法務政務次官 横川 信夫君

法務大臣官 大澤 一郎君

法務省矯正局長 渡部 善信君

法務省保護局長 福原 忠男君

法務省入国 伊關佑二郎君

管理局長

最高裁判所 岸上 康夫君

長官代理者

(総理局長)

事務局側

常任委員

西村 高兄君

説明員

法務省入国管理 豊島 中君
局登録管理官

本日の會議に付した案件

○連合審査会開会の件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(昭和三十三年度裁判所関係予算に關する件)

(昭和三十三年度法務省関係予算に關する件)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

初めに、連合審査会開会についてお諮りいたします。

ただいま地方行政委員会に付託となつておりますところの銃砲刀剣類等所持取締法案、同じく遺失物法等の一部を改正する法律案、この両案につきましても、いずれも当委員会の所管に密接な關係を有する事項を含んでおりますので、地方行政委員会と連合審査会を開くことにいたしました存じます。さう取り計らうことに御異議ございませんか。

○委員長(青山正一君) 御異議ないことを認め、さう決定いたします。

委員長は、直ちにこの旨、地方行政委員会に申し入れることにいたしました存じます。

○委員長(青山正一君) 続いて本日の議題に入りまして、外国人登録法の一部を改正する法律案の質疑を行います。御質疑のある方は御発言願ひたいと存じます。

○大川光三君 ただいま議題となりまして外国人登録法の一部を改正する法律案についてお伺ひいたしますが、この提案の趣旨御説明によりますと、この規定に基く指紋押捺制度は、全般的に申せば、実質的にも形式的にも予期以上の成果をあげておるといふことであり、一体的実質的、形式的にも予期以上の成果をあげたといふことは、具体的にどういふことであるか、まず伺ひたいのであります。

○政府委員(伊關佑二郎君) 実質的な効果と申しますと、登録法を制定いたしました後、指紋を押さすのは、一般的に見まして、外国人の犯罪の防止にも役に立ちますが、主として不法入国者、特に密入国者の防止とか、発見とかという点に主眼をおいておりまして、従来不法入国者が日本に入りまして、そして外国人は登録証明書を保持していなければならぬので、ところが、密入国者はそれがありません。ために、他人のものをもらいましめて、そしてそれを写真を撮るものと、さういふ方法でもって登録証明書の偽造をやつておりました。どうやうてらいますかと申しますと、正式に登録証明書を保持しております人間が、これをなくしたといつて新たにもらいます。そしてその古いやつを密入国者等に渡すといふことが多分に行われておつたように思われるのであります。これを登録証明書の再交付と申しますが、その再交付の件数が非常に減つて参つております。たとえば昭和二十七年年度には一万七千八百再交付の申請がございました。二十八年に一万八千、二十九年も一万八千、三十年から指紋の押捺をやつておりますが、一万四千、三十一年にはこれが九千に減つておりますし、三十二年には六千といふふうな減つて参つております。でございまして、この不法入国者が登録証明書を偽造してこれを持って歩いておるといふ件数が減つてきたのじゃないか、これが実質的な一番大きい効果じゃないか、こう考へております。

形式的と申しますのは、非常に反対がございまして、ほとんど大部分の者が押してあります。押さない者が約二百名ぐらいおりましたが、これも病氣等の理由で押しません。結局最終的には二百名ぐらいしか押さない者はございせん。この点を形式的にと申し上げております。

○大川光三君 指紋押捺制度で密入国者の数が減少してくるといふことはわかりませんが、実際その他の犯罪検査にどれほど役立ったといふことは、数字上わからないのでしようか。

○政府委員(山口喜雄君) 犯罪検査に役に立った事例があるかといふ御質問でございますが、外国人関係の犯罪を調べます際に、まずさういふ登録をしておるかどうかといふことを質問いたします。登録しておらなければ、それ

が一つのやはり犯罪になるわけであります。さらに登録をしております場合に、その登録書を持ってあります者がその本人であるかどうかを確認する手段といたしましては、その指紋がありまことが一番間違ひがない、さういふ意味におきましては、他人の手帳を不正入手するといふようなことを防止することはできます。要するに、本人であるといふことを確認する上におきまして、これは非常に効果は持つております。御質問のようには、検査する端緒になし得た事例があるかどうかといふような点につきましては、ただいまちよつと資料を持ち合せませんのでお答えいたしかねますが、さういふようなことで、捜査上は非常に私どももいたしましては活用はいたしております。

○大川光三君 ちょっとそれに関連して一つ伺ひますが、指紋押捺を免除されてゐるいわゆる六十日未満の在留者ですね、さういふ中からは今まで犯罪者は出なかつたのでありましか。

○政府委員(山口喜雄君) これはやはり何か犯罪を犯しまして問題になつた者もあると思ひます。さういふ者につきましては、いまだ登録前でありまれば實際上本人に聞き、あるいはその他のいろいろな方法で調査をいたしておる以外には、外国人であればパスポートを持ってあります者についてはそれによつて調べる、ほかの方法によつて調査をいたしていく以外にはないと思ひます。

一年未満という長期の間ですね、現行法に比べては長期の間指紋を免除するということが、今後の不良外人の取締りとか、あるいは犯罪検査の上に支障

せんで、なるべく新しい統計の方が
おもしろいかと思いますので、後ほど
提出をさせていただきたい、かように
思います。

あるのでございますが、こういふ人た
ちも日本へ来やすくなる、いい感じを
持つて来るということになろうかと思
います。その他、文化交流の面でも日

国側の要員がこの見本市を作るために日本に来ようとする場合において、どうでしょうか、なかなかこの政令が三月までというようなことになっておりますからして、今急に来ようとしてもこれはなかなか来れないような状態になるわけなのですが、そういう場合には、何か便法でも講じていただく

○政府委員(伊調佑二郎君) 法令の上では指紋押捺いたしませんでも登録証明書は渡すことになっております。で指紋を押さないということにつきまし

ては、別に十八条に罰則がござい

ます。

○大川光三君　そこで、指紋を押さ

なくても登録証明書は交付するとい

うことになりまして、結局犯罪捜査の面

に支障がございまして、なるほど罰

則規定で罰するということはよろしい

けれども、むしろあるいは証明書を交

付するといふ際に指紋を押さなければ

証明書を発行しないんだ。あるいは引

きかえ交付とか再交付とかいう場合で

も、指紋の押捺がなければ証明書を渡

さないといふことにはできないでし

ょうか。

○政府委員(伊藤佑二郎君)　六休の例

におきましては、本人が指紋を押しま

して登録証明書をもらうんであります

が、本人が病氣のため六十日、従来で

ございまして六十日まで登録をしな

ければならないわけですから、その際

に本人が病氣でどうしても出て来れな

い、これは本人が押すわけがございま

すから、そのときは代理で申請いたし

まして、本人としては病氣がなおるま

ではどうしても出て来れないという

ことがございまして、これは医者の証明

書を取りまして確認いたします。ま

た、本人が出て参りましたも押す指を

けがをしておるといふまれな例もござ

いますので、きわめてこれは例外だ

と思ひますが、そういうような不能な場

合もございまして、規定の上からは

必ずしも一緒でなければならぬとい

ふうにはなつておらないのでござい

ますが、大多数の例ではこれが同時に行

われるものと思ひております。

○大川光三君　いま一つ、十四才未満

の少年に対する指紋押捺の問題であ

りますが、条文を見ますと、十四才未

満

の者は次の証明書の書きかえのとき

です、約三年経過したときまでは押捺

義務がないのだというように解釈され

るんですが、まあ少年犯罪防止にい

は少年犯罪の検挙という面から見て、

やはり十四才をこえた者は遅滞なく指

紋を押捺せしめるといふ義務を課する

ことはできないのでありましようか。

○政府委員(伊藤佑二郎君)　仰せの通

りでありまして、その方がいいんじや

ないかと考えますが、現実の問題とい

たしましては、一人々々が十四才の誕

生日を迎えるその前日とか、あるいは

直ちに出てこいといふふうに申しまし

ても、忘れる者もございまして、

また、実際の運用面で非常に違反がふ

えるのじゃないかといふ点を考えまし

て、理想的に申せばおっしゃる通りで

ございまして、実際のな面では違反が

あまりにもふえるのじゃないか、とい

うふうな点を考慮いたしまして、まあ

不満足ながら現状のような制度をとつ

ているといふ次第でございまして。

○大川光三君　満十四才に達したら直

ちにといふことでなしに、私の方は遅

滞なくといふことを申しているのです

が、少くとも一年なら一年の猶予をお

いて、満十五才になるときに必ず指

紋をとるのだといふことは考えられぬ

のでしやうか。

○説明員(豊島中君)　非常に煩瑣だと

いうことでございまして、実際の面と

しましては、その間三年ぎりぎり、

押さないで免除される人間は非常にま

れでありまして、一年半とかあるいは

半年とかいうことになるのですが、こ

れは事実上今申し上げましたようなこ

とにしますと、市町村の窓口は非常に

煩瑣になると思ひます。予算の関係も

ございまして、いろいろな面から

実務上不可能ではないかと考えており

ます。

○大川光三君　この点を警察の面から

どうごらんになっているかという問題

でございまして、少年犯罪防止という点

から言つても、十四才をこせば遅滞な

く指紋を押捺せしめるといふ義務を課

すべしといふ私の意見なんです、警

察当局の意見を伺ひたいのです。

○政府委員(山口喜雄君)　ただいま入

国管理局の方からお答えになりました

ような大体考えを持っております。

○大川光三君　入国管理局の方は、よ

からうけれども、事務的に煩瑣だとい

う御意見なんです。警察は事務的に煩

瑣だからつけようとするといふわけに

いかぬと思ひますが、いかがですか。

警察の立場から必要性があるかどうか

を伺ひたい。少年犯罪防止、検挙とい

う点から。

○政府委員(山口喜雄君)　純粋に警察

の立場から申し上げますれば、十四才

になりました者は直ちに登録をし、指

紋を押すといふことが必要だと思ひま

す。ただししかしながら、登録事務とい

うものは非常に事務の分量が多ござ

います。市町村が現にやっておられる

ので、警察の立場からの必要性のみを

私の方でそのみを強調するといふこ

ともいかがと思ひまして、先ほど入国

管理局の方からお答えありましたと同

様でございまして、かように申し上げ

た次第でございまして。

○大川光三君　最後に一つ伺ひます

が、先ほどもお話がございましたよう

に、指紋押捺義務を厳格に履行すると

いうことになりまして、結局市町村の

事務が非常に過重されるといふこと

なると思ひますが、今度の改正案で、

特に地方自治体に対して予算措置を講

じておられるかどうかという点を伺

たいと思ひます。

○政府委員(伊藤佑二郎君)　予算措置

は講じておりません。まあむしろこ

う改正によりまして、市町村の窓口

が多少なりとも楽になるといふ期待を

持っている次第でございまして。

○大川光三君　六十日未満を一年未満

に延長するのでありますから、その面

からは、事務はむしろ簡素になると

いうことは考えられるのですが、一面証

明書の交付について、新たに改正を加

えられようとしておられるのでありま

す、その点は市町村の事務にはどう

いう影響があるのございましてしやうか。

○説明員(豊島中君)　九条の記載事項

の変更のときに指紋を押すわけであ

りますが、それにしまして一年以上に

なつたときに押すといふことになりま

すので、一年未満が減るだけの量は事

務量が減ることになります。むしろそ

れが、もしこの改正がなかりせば、そ

の前にすでに押しているわけでありま

すから、事務量としては一年未満が減

るだけ事務量が減るといふ結果にな

ります。

○大川光三君　ちよつと私のお尋ねし

たいのは、その点だけじゃなしに、登

録申請をしたあとで住居が変わつた場

合には、旧住所の市町村長は新市町村

長を経由して証明書を交付する、こ

うふうに改正されるわけですが、その

点は事務の上にはさう大した支障はな

いのでしやうか。

○説明員(豊島中君)　これはやはり従

来とも法律的に実はこ

うふうに改

正しましたが、実務上ではこ

うふう

に改

正

置をとつておりますのでござい

ます。事務の増減にはならないと思ひ

ます。○宮城タマヨ君　ちよつとお伺ひ

いたします。少し重なる点があるかと思

ひますけれども、この本改正案により

まして指紋をとりますことが緩和され

ることになりますと、犯罪防止の点か

らいかがですか、少し御心配になる点

はございせんでしょうか。当局から

お伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君)　これは先

ほど申し上げましたように、本人を確

認するといふ上におきまして、犯罪の捜

査といふ面から見ますと、この期間を

延長して、ある期間指紋を押捺しな

くよろしいといふことになりまして、

これはやはり支障があると申し上げ

ざるを得ないと思ひます。ただ、先

ほど申し上げましたように、最近のい

ろな情勢にかんがみまして、一年未

満の者については指紋を押さないよう

にするといふ改正が考えられてお

るのでございまして、これはまあ、指紋を押捺

するといふ制度の趣旨からいまして、著

しく障害を及ぼすほどのことでもあ

まいといふことで警察の意見を先

ほど申し上げたのでございまして。実際に

警察の犯罪捜査の面から申しまして支

障があるかといふお話でござい

ます。ば、ございましてとお答えいた

さなければならぬと思ひます。しかしな

が、また一方におきまして、いろいろ

な事情も考へて参らなければならぬ

まい。その点犯罪捜査上の見地から、

その程度ならば何とかがまんしてや

つていけるといふことであれば、やは

りまたさういふ面のことも考へてい

かなければならぬ、そのように考へて

おります。

第三部

法務委員会会議録第五号

昭和三十三年二月十日

【参議院】

三

○宮城タマヨ君 まあこの程度のことであるならば、捜査の面がまんできるとも思えるというような意味でしたが、どうでしょう、忌憚なく、非常に支障があるというような点はございませんでいか。それを心配しているのですけれども。

○政府委員(山口喜雄君) 当初一年未満の期間をきめられて入ってきます者は、観光客、あるいは通過するお客、商用、その他大体普通常識上考えまして犯罪とは深い関係を持つておるものとも思えないわけでありまして。そういう意味におきまして、これが二カ月が一年になりましたら、非常に警察の立場といたしましても困る事態が出るので、どうしても、どこまでも反対を申し上げなければならぬというほどには考えておりません。こういう次第でございませう。

○宮城タマヨ君 それじゃ重要性はないというように解釈してよろしゅうございませうね。

○政府委員(山口喜雄君) 私どもはこの改正に大きな関心を持っておりまして、重要性がないというように解釈してよろしいかという御趣旨、ちょっと了解いたしかねましたが、正直に申せばやむを得ない、こういう気持ちでございませう。

○宮城タマヨ君 やむを得ないと、わかりました。

それではいま一つ、この改正によりまして、指紋の免除を受けます外国人の数は、一体、全国的にとどのくらいございませうか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 従来の数字から判断いたしますと、大体一万七千ぐらいの者が、従来ならば指紋を受

けるはずであった者が、年間に受けなくて済む、指紋を押すべきであった者が押さなくて済む、一万七千ぐらいの者が免除される、こう考えております。

○宮城タマヨ君 この制度の緩和されましたことは、この指紋制度の上から見まして、これは後退したというようにお思いになりませんか。どうでしょう。忌憚ないお気持ちを一つ。

○政府委員(伊関佑二郎君) まあ、指紋を押す人間が多い方がいいという点、今の警察の方の立場等から見ますと、後退ということも申せませうけれども、また、これが障害を与えた面を除くするといふ面から見ますと、効果があつたわけではございませう。ただ、指紋押捺だけを考えますと、ある意味では後退というようになるとなるかと存じますが、しかし、非常に評判の悪かった制度でもございませう、いろいろな積極的な効果もございませう、私は考えまして、政治的に考えれば一歩進歩するといふことではないかと思っております。

○大川光三君 先ほど伺いましたら、一点質問漏れがあつたのであります。昨日でしたか、大村取寄所を釈放された韓国人が、間もなく犯罪を犯して、警察で自殺をしたという記事を新聞で見たのでございませうが、それに關連して、昨年の十二月末に成立しました日韓抑留者相互釈放によつて、国内釈放をされた韓国人に対しての登録関係は、一体どうなるのだらうかという疑問があるのです。

○政府委員(伊関佑二郎君) けさの新聞に出ておりました警察で自殺をしたという朝鮮人は、今度のこの日韓協定

によつて釈放された者ではございませんでして、その以前に釈放した者でございませう。それから今回の協定によりまして釈放いたしました者につきましては、登録証明書を交付することにいたしましたのであります。これを持ちませんと、失業手帳をもちろつか、あるいは食糧の配給を受けるという点に不便がございませうので、そういう点はないようにしてやろうという考えで、登録証明書を持たすことにいたしました。

○大川光三君 そうしますと、今回の協定によつて釈放する者には登録証を交付する。もちろん指紋は押捺せしめるんでしょね。

○政府委員(伊関佑二郎君) 押捺いたします。

○辻武壽君 私から一つ、二つお願いいたします。先ほどの宮城さんのお答えに對するあれですが、必ずしも犯罪防止というものは、あまり重視していいないような感じにとられたんだけれども、本来の指紋押捺制度の存在理由、目的は、どういふふうになつておりますか。それをほつきりしてもらいたい。もう一つは、昭和三十年四月二十七日以前は、指紋制度はどんなふうになつてい

ますか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 指紋押捺制度は、一般的に見まして、外国人の犯罪防止に役に立つておると思つておりますが、本来のこの指紋押捺制度をやつております一番主要の目的は、やはり不法入国者の防止、あるいはこれの発見という点にあるわけでありませう。それから昭和二十七年、講和発効とともにできましたが、三十年四月二十七日まではこの施行を延期いたしておりました。

○辻武壽君 不法入国者の件についてちょっと伺ひますが、具体的な例を一つ申し上げませう。それは戦時中に韓国に疎開しておりました、主人なんか日本におる。で、向うで食べられないので、こちらへ密入国して来て大村収容所につかまつた、それが釈放されて向うへ帰されるんだけれども、病気で帰れない。それで毎月々々、今一カ月ごとに登録の改正をしておる。そういう者に対して、向うへ帰つてもあてがないという場合には、管理局長はどういう態度をとるんですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 不法入国者は非常にたくさんおるのであります。中には人道的な観点から、非常に気の毒なケースもございませう。そういう場合には、特別に日本に在留することとを認めるという制度をとつております。しかし、非常な戦時中は二百四十万におつたのが、今六、七十万まで減つておるのであります。不法入国者を見ておりますと、大体何らかの縁故をたどつて参つております。全然日本に親類がないなどというものは非常に珍らしいケースでありまして、皆親をたずねて来るとか、兄弟をたずねて来るといふのが大部分でございませう。しかも戦時中に日本に住んでおつたといふうのが大部分なんでありませう。人道的な点から特別に在留を許可するといふのは、非常にしほりまして、例外的な措置としてやつておる次第であります。

○辻武壽君 そろしますと、戦前からずっと長い間日本に住んでおつて、何かの關係でちょっと韓国へ歸つた。で、今度は入つて来るのになかなか入れない、実際は家族がこっちにいます。

いうような場合に、保証人がしっかりしておれば認めてあげるわけですね。証明書を上げるわけですね。

○政府委員(伊関佑二郎君) 現在韓国から正式に旅券を持ちまして日本にずっと永住するといふために来ることは、韓国の方の制度としてできない。一時的な旅行者は韓国も認めておりますが、そういうふうには日本に住むために正式に来るというものは、韓国の制度として、これを認めておりません。

○辻武壽君 正式に韓国で認めてないからこちらへ不法入国して来るわけでしょう。それで主人または奥さんがこっちにいますという場合は、もともと家族である場合にはどうするんですか。認めてあげないんですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 先ほど申し上げましたように、非常にたくさん人間、二百四十万おつたうち、今七十万残つておりますとしますと、百七十万といふものは歸つておるわけでありませう、これが戦時中あるいは戦後歸つたといふものが非常に多いのでありまして、これを親がおるからとか、夫がおるからという理由で全部認めますと、ここに百万近い人間が、現在の韓国のような状態でありませう、どれだけの数が入つて来るか、また、日本の人口問題としても大へんな問題でありますので、まあ国交正常化したしますれば、これまた別途考えなければならぬかもしれませうが、現在のところは、きわめて制限したいという方針でおります。

○辻武壽君 そろしますと、夫婦であつた場合も、夫婦別れして朝鮮へ歸つておれ、日本に入れないというふうなことになる場合が出てくるわけですね。

○政府委員(伊関佑二郎君) 先ほど申し上げましたように、非常にたくさん人間、二百四十万おつたうち、今七十万残つておりますとしますと、百七十万といふものは歸つておるわけでありませう、これが戦時中あるいは戦後歸つたといふものが非常に多いのでありまして、これを親がおるからとか、夫がおるからという理由で全部認めますと、ここに百万近い人間が、現在の韓国のような状態でありませう、どれだけの数が入つて来るか、また、日本の人口問題としても大へんな問題でありますので、まあ国交正常化したしますれば、これまた別途考えなければならぬかもしれませうが、現在のところは、きわめて制限したいという方針でおります。

だけ一人向うに帰さなければならぬという場合には、例外として認めて登録いたしますか。

關係施設を視察いたしまして、法務關係の施設が他の行政官庁の施設に比較してきわめて劣勢であり、司法の重要

的な構想のもとに、いわゆる地下一階、地上六階の建築に着手されましたが、その後工事が着々として進捗しておらない、ようやく三階の一部がこの

算が一億数千万円計上されておりますが、いやしくも、拘置所移転に関連して十数億の費用が要するというこの大き

りな感じがするのでありますが、この便所改修についていかなるお考えと、どういふ措置をとられんとしておるの

でございましょうか、伺いたいのではありません。

次に、私どもは大阪法務局管内の出張所を一つ見たのでございますが、これは一を見て全貌を推測される程度でございまして、いずれを見ましても旧態依然たる建物、そして登記申請人が小さい部屋と窓口に殺到いたしておるというような状況でございますが、大阪法務局管内の出張所についての改築対策はどうなっておるか、伺いたいのでございます。

その他、大阪の実情から見まして、全国的に法務関係の施設というものは不十分なものが多かりと存じますが、一体司法当局とされては、この行政官庁に比べて劣勢な施設関係について、将来どういふ対策を講じようと思はれるのか、あわせて伺いをいたす次第でございます。

○政府委員(大澤一郎君) 当委員会におかれましては、非常に御多忙な中をおささ下さいます。法務省所管並びに裁判所所管の法務諸施設を御視察を願ひましてまことにありがたく存ずる次第でございます。つづきに御視察を願ひましてまことに適切な御指示を賜りまして、われわれかねがね氣になつてゐるところのみでございます。また、その上将来につきましても御好意ある御御告をいただきましてまことにありがたく存ずる次第でございます。

ただいま御質問のございました各項につきまして、順を追つてわれわれの考えを申し上げます。今後の御援助、御鞭撻をお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

まず、大阪の入管事務所並びに港出張所については、大阪入管事務所の方は現在二カ所に分れて、一カ所は大阪区検に一部が同居いたしまして、一部は借家いたしまして、分れて執務をしてゐるのであります。法務省といひましても、昨年度におきましてこれが新営の計画を立てまして、総工費三千七百万円の予定で、三十二年におきまして千百万余りの予算を得まして、鉄筋コンクリート三階建ての建築をいたす予定にいたしましたのでございます。ところが、工事に着手いたしますと、予定のところを予算繰り延べによりまして、単に敷地の地質調査のみを実施したのみにとどまつたのでござい

ます。大阪では他の方の関係もございまして、港灣合同庁舎の計画が本年度にはできないということで、三十三年度には新営することができない羽目に陥りました。そこで、三十四年度におきまして計画を変更いたしまして、単独庁舎として要求する予定でござい

ます。敷地は近くの市有地を借り上げ、鉄筋コンクリートで建築をいたしたい、かような計画でございます。何とぞ御了承の上、御援助をお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

次に、大阪の拘留所の移転に関する問題でございますが、大阪拘留所は、現在の建物ではとうてい必要な被疑者、被告人の収容はできないのでござい

ます。現在大阪拘留所と、付近にございまして四ヶ分所長の両所に分けまして拘禁してゐるような次第でござい

ます。かような関係で非常に裁判並びに拘禁上不便を感じておりますので、新営計画を立てて、目下御視察願ひいたしたような状況で新営を始めたわけでございます。当初の移転、改築は御指摘のございましたように、十一年継続工事というところで、第一段階といたしまして、若松町の本所は、三十六年度に

すが、大阪では他の方の関係もございまして、港灣合同庁舎の計画が本年度にはできないということで、三十三年度には新営することができない羽目に陥りました。そこで、三十四年度におきまして計画を変更いたしまして、単独庁舎として要求する予定でござい

ます。敷地は近くの市有地を借り上げ、鉄筋コンクリートで建築をいたしたい、かような計画でございます。何とぞ御了承の上、御援助をお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

次に、大阪の拘留所の移転に関する問題でございますが、大阪拘留所は、現在の建物ではとうてい必要な被疑者、被告人の収容はできないのでござい

ます。現在大阪拘留所と、付近にございまして四ヶ分所長の両所に分けまして拘禁してゐるような次第でござい

ます。かような関係で非常に裁判並びに拘禁上不便を感じておりますので、新営計画を立てて、目下御視察願ひいたしたような状況で新営を始めたわけでございます。当初の移転、改築は御指摘のございましたように、十一年継続工事というところで、第一段階といたしまして、若松町の本所は、三十六年度に

の建築で、老朽、腐蝕がはなはだしいものが各所にございまして、そのうち特にひどいところの長野県須坂刑務所あるいは大分、札幌、宮城、小倉といふような各所の刑務所を現在継続工事で新営すべく着手しつつあるのでござい

ます。そのほか、また、現在着手してゐない所で、前橋、山口、松江、滋賀、かような刑務所も早急に着手して新しく順次改築する必要のあるものがございまして、これらのものを総合的に考えますと、いずれも必要度の高いものばかりであります。一方所

を二、三年で上げてしまふというのをいたしますと、他の方がなお数年おくれるといふような状況もござい

ますので、われわれとしては、元来なら二、三年で仕上げたいという考へでございまして、今のうちに現在方々でやつております、また、やらなければならぬ所も数カ所かかえておりますので、やむを得ず十年計画とい

ふような、考えによりまして、お話をならぬような長い計画の施工方法を取らざるを得ないような状況で着手し、やつと二年目を迎えたわけなんです。われわれといたしましては、工事の方法を直営工事ということ

は、工事の方法を直営工事ということでは、予算の節約をはかりまして、なるべく少い金額で大きな工事をやりたいという方法をとりまして、できるだけ早急に工事を完了したいという念願で努力いたしておる次第でござい

ます。で、この今新築の都島の拘留所ができて上りますと、現在の拘留所の場所があくわけでございます。これにつきましては、現在の大阪高等検察庁、地方検察庁が裁判所に同居して間借りし

ておるわけでございます。これらの庁舎の新営が迫られるわけでありまして、大阪の高等並びに地方検察庁が他の場所へ参りますと、今後の執務上きわめて不便と相なりますので、やはり大阪の高等裁判所、地方裁判所に隣接し

て非常に近い所に置きたいと思ひます。あの場所柄がとうてい他に代替地を求めることができないような場所でございますので、やむを得ず現拘留所の移転しました跡の敷地を、高等検察

庁並びに地方検察庁の敷地といたしまして、そこで大阪の裁判所と、大阪の裁判所の調停会館というのが別に少し離れてございまして、この一郭を一つ今後の裁判所並びに検察庁等の法務のセンターといふような考へ方から、こ

の中に、裁判所の拡張敷地等も取りまして、総合的な建築計画を立てたいと、かように考へておる次第であります。昨年来大阪の高等裁判所長官あるいは大阪の弁護士会の会長さん等も寄り寄り協議いたしまして、その跡をどういふふうにご利用して総合的な法務センターにするかということを目下研究、討議中でございます。その方針によりまして、その跡の敷地を活用いたしたい、かように思つておる次第で

ございます。この現拘留所は、三十四年度にあくことになりますので、ただいま急いでその計画を立てつつある次第でございます。

次に、大阪地方検察庁の堺支部の建物でございますが、この堺支部は、元来大阪地方裁判所堺支部の、いわゆる裁判所の庁舎の中に間借りしておつたのでございまして、この法律の改正によりまして分離独立する必要に迫られ

まして、昭和二十四年に敷地約二千坪を買収しまして、同年現在の庁舎延坪

を

三百六十九坪を新築いたした次第でございます。ところが、たまたま当時は資材統制下でございまして、また、裁判所から早く独立して明け渡さなければならぬというような事情でございまして、応急的な建物とならざるを得なかった。そのために新築後まだ九年しかたつておらないのでございすが、すでに各所に相当な損傷の場所も出まして、早晩改築に迫られておる。当省におきましても、改築の必要は認めておるのでございすが、しかしながら、法務省所管の諸施設といたしましては、いまだ裁判所に同居しておるといふような所もございまして、また、戦争前の古い庁舎に、いまだに入つておるところもたくさんございすので、さういふ、この堺支部よりもその条件が悪いもの、あるいはその条件を同じくするものが多数ございすので、なおもつとひとりの所の新築なり、改築といふことの営繕に追われまして、かような終戦後に建築せられまして、庁舎の改築なり新築の計画というものは立てておりますが、全般的施設の整備計画からいいますと、昭和四十一年以降でないといふ手がつけれないといふような状況に相なつておる次第でございます。従ひまして、われわれとして、ましては、堺支部の老朽のひどい面といふことも十分承知はいたしておるのでございすが、なおまた、ひどい所もございすので、順次かようなものを計画的に順を追つて整備していきたい、かように考えておる次第でございます。

次に、大阪刑務所の給水設備についてであります。この大阪刑務所の給水施設の非常に悪いために病人が出たと、いろいろなことで御報告を受けました。さうさう当所の給水設備の改善整備をはかりまして、昭和三十三年度から予算千五百万円をもちまして、さく泉、浄水設備、居房地区の給排水設備等の整備にかりました次第でございます。引き続きまして昭和三十三年度におきましても、約千五百万円の予算が計上せられましたので、構内の配管設備あるいは高架水槽、居房の給排水並びに水洗便所等の設備も整備に着手する予定で、これによりまして、三十三年度中にぜひ予定しております全設備の半分以上が完成し得る計画でございす。引き続きまして、三十四年度におきまして、残工事につきましての予算要求をいたしまして、三十四年度で全部完成したい、かような計画で進めておる次第でございます。

次に、大阪法務局管内の出張所でございますが、大阪法務局管内には、総数二十七庁の出張所があるわけでございます。そのうち市町村等から借り上げの庁舎が十五庁、国有が十二庁という内訳になっております。この両者を合めまして終戦後に新築になりましたものが八庁、うち国有が二庁、借り上げ庁舎六庁ということになっておる次第でございます。この二十七庁のうち、八庁を除きました二十庁弱というものが、いずれも御視察を賜りました際に御指摘を受けましたように、非常に古い建物、四十年以上経過したものが六庁、三十五年以上経過したものが十一庁、ほとんどその新築以外のものは三十五年以上経過した、耐用年限を超過したものがかりと申しても過言でないような状況でございます。最も古い枚方出張所は明治二十五年の

建築、そういうような状況でございます。建案、そういうような状況でございます。して、われわれといたしましては、早急にすべてが改築、あるいは新築の対象とならざるを得ない庁舎なんでございます。そこで、昭和三十三年度の予算では、全国的に見ましてかような状況が、たゞいま刑務所のところで申し上げましたと同じように、すべてがこういふような急を要するものばかりでございます。大阪法務局管内は庁舎があるだけいいんだというような状況もございすので、このうち立ちのき要求を受けておりました中野出張所の新築の要求をいたしました。この要求は遺憾ながら実現しなかつたわけでございます。しかし、別に老朽庁舎の中から富田林と茨木の二つの出張所につきましては、特別修繕費の要求をいたしまして、その実施につきましては、建設省予算に計上せられておりますので、同省とこれから折衝いたしまして、来たる五月ごろには決定する見込み、かような状況で、大阪法務局管内のみならず全国の法務局につきましても、老朽し改築しなければならぬものが非常に多いのでございす。それで、長期整備計画を立てまして、緊急度に応じて逐次新築改築をしていきたいという所存でおる次第でございます。

三十三年度におきまして、全国的に見まして、法務局の出張所で新築の認められましたのが十庁、出張所で認められなかったのが十庁、約二十庁の新築が認められまして、この長期整備計画に基づきまして順次緊急度の高いもの、必要度の緊迫しておるものを順次に改築していきたい、かように考えております。今後とも、幸い本年度は当法務委員会の御決議の趣旨によりまして、法務局関係で二十庁の予算が認められました。ひとえに御協力のためものと感謝いたしますと同時に、今後この計画を円滑に進められますように十分の御叱正、御援助をお願いいたしたい、かように存する次第でございます。

○最高裁判所長官代理者（岸上康夫君） 裁判所といたしまして、当委員会におきまして裁判所関係の予算、ことに営繕予算につきまして非常な御関心をいただきまして、いろいろ御注意、御指示を受けて、かつ具体的な予算折衝面におきましていろいろ強力な援助をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまお話がございました第一点の大阪家庭裁判所関係でございますが、これはお話の通りの経過でございます。これももとと相当理想的な計画で始めた関係上、現在の建物は使用効率の点においていささか遺憾な点がございす。で、現在は三階までやつておりました。これが三十二年度で完成いたしました。それ以後は、全体で約二千二百三十八坪ということになりまして、職員一人当りにいたしますと十・六坪ということになります。決してこれだけでございせんが、最小限度はばくしんぼうをしてもらおうというので、建築計画は一応この程度で打ち切りたいといふふうに考えております。ただ、暖房設備でございますが、これは当初の建築を始めたときに、当時、予算が、暖房の点までの予算がつかず、かつ二回目の工事のときには増築といふことでこれも予算がつかない関係上、いまだに暖房設備がございせん。従つて御指摘のような炭火に

それから同様の庁舎の整備の不十分なものが全国的にたくさんあるのじゃないかというお話でございますが、お説の通りでございます。これは御承知のように、裁判所、検察庁がおりました戦争前の建物は明治時代にできましたのが多くございまして、その後改築が大してできていない。かつその維持も管理にも不十分な点が多かった。そこへ戦争を迎えまして、戦災を受けたのが全国の約四分の一が戦災を受けたというふうな関係でございます。それからまた、戦後新しい制度といたしまして家庭裁判所あるいは簡易裁判所というものが制度上できたのでございますが、これの庁舎という点においては全く整備されないままに出発いたしました。その後、逐次予算を得まして、そういう新しい家庭裁判所、簡易裁判所を整備し、また、戦災を受けた庁舎の整備、それから老朽庁舎の整備ということをやっておりますが、何分非常に数が多いのでございまして、一度になかなか手が回りません。まあ少しづつ最も程度の高いところからやっておりますのが現状でございます。今後ともこの点につきましてはさらに一その御後援——御後援と申しますか、御協力をお願いいたし、私どももできるだけ努力をして予算を獲得し、かつこれを最も合理的に実施して整備に努めたいというふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(渡部善信君) 矯正局関係の大阪拘置所の問題、大阪刑務所の水の問題、これはただいま経理部長より詳細に御説明を申し上げましたので、私から重ねて申し上げることもなかりうと思ひます。ただ一言、大阪の刑務所の水の問題につきましては、大量の赤痢患者を出したものとが水の問題でございまして、われわれといたしまして一日も早くこの水の問題の整備をいたしたいと思つておる次第でございます。幸い本年度予算をいただきました。約六百尺掘りまして、水は出て参りました。それで、ただ水の質が悪いものでございまして、それを濾過いたしまして、給水に充てたいと思つております。水量は十二分にございまして、今後濾過の設備をいたしまして、各舎房への配管をいたしますれば、まず多年の懸案でございました大阪の水の問題も解決いたすことと、喜んでおる次第でございます。

なお、ただいまお話のございました便所の問題でございますが、これは、私も実は刑務所内のあの臭気が一番鼻につきました。何とかこれを一掃したいものだと思つておるわけでございまして。この大阪の刑務所も、水の問題が解決つかなかつたために、この水洗便所もできなかったものでございまして、今度この水の見通しがつきましたので、水洗便所もつづばに働くことができると存じております。明年度で約千五百万円入りまして、約半数ができましたので、残りの完成を明後年に完成いたすように、今後とも努力いたしたいと思つております。

○政府委員(横川信夫君) 大澤部長からも先ほど申し述べましたように、当委員会におかれましては、きわめてお忙しい中を貴重な時間をおさき下さいます。各地方の法務官署施設を御視察願ひまして、きわめて適切な御示唆をいただき、かつ、三十三年度予算編成に当りましては、強力な御支援、御鞭撻をいただきまして、まことに感謝にたえないこととでございます。

御認識をいただいておりますように、法務官署の特に施設はきわめて老朽のものばかりでございまして、三千四百に及ぶ各庁のうち、早急に改築を要するものが多数あるものでございまして。長期計画を立てまして、これの改善をはかつておるのでありますが、二十年計画を立ててみましても、一年に二十億ほどの予算が必要というふうな状態なのでございまして。法務省におきましても、本年度の予算編成の重点を、官舎の改善、施設の改善という点に指向いたしまして、努力をいたしまして、かたがた当委員会の御鞭撻もございまして、昨年度に比較いたしまして一億一千ほどの予算の増加を見しておるのでございます。しかしながら、ただいま大川委員の御質問にもございまして、なお改善すべき点が非常に多いのでございまして、法務省は引き続きこの官舎の合理的な使用、その増加に向つて努力をして参りたいと考えておりますが、今後とも引き続きまして御鞭撻をお願い申し上げます。

○大川光三君 ただいま関係当局からそれぞれ詳細な御答弁をいただきました。本委員会としては満足するものでございまして、今御答弁の中にあります御計画につきましては、あくまでも熱意を持ってこれが実現に、この上にも努力されるように希望いたす次第であります。

ただ一点、大阪高等裁判所並びに検察庁にも関連がございまして、特に申し上げたいと存じますことは、大阪拘置所のいわゆる移転問題でございまして、これは結局、先決問題として拘置所を早く移転しなければ、その後につづく裁判所の増築問題、検察庁の増築問題も、結局順におくれないというところになりますので、先決問題として拘置所の移転を急がれたい、そしてもしその移転が一部利用できるとき期になりますれば、順次その移転跡について施設を設けていくという計画を立てられたことと、いま一つ、先ほどお話のございました家庭裁判所の庁舎といたしましては、家庭裁判所の間には民家がございまして、できればあの民家も全部買収してしまひ、そこに一大司法センターを作ることが理想ではないか、かように考えております。

しかも、民家買収移転のことにつきましては、当局でも立ちのき等について御懸念があるようでございまして、幸いに大阪弁護士会は一切無料で引き受けるというふうな熱意を示しておられますので、これもなるべく早い機会に民家買収の筆に出られることがよろうかと考えます。ただいまでは地主、家主は一人だというように聞いておりますが、これがまた数人にわたりますと、事がめんどうでございまして、そういう民家買収の計画も今より御考慮を願つておきたいという希望を申し述べまして、私の質問を終ります。

○松定吉君 大川委員の質問に率直して、少しばかりお尋ねしておきますが、都島に移転することについて、都島区民の要望によつて法務省では約束しておるのですが、少年鑑別所ですか、あれはもう撤回する準備ができたでしょうかというところが一つ。それから四条線のあの拘置所の出張所は、都島に併合することはできるのですか、きぬのですかと一つ。それから、それから上本町の簡易裁判所も、今大川委員の言うように、司法センターというて、あそこ今の裁判所を、検察庁と分れるということになると、持つてくることができるとは、できないのですかと一つ。それから、それから東京の地方裁判所の三階であつたのを、四階か五階かにしましたね。大阪の赤れんがの建物は、今の三階が四階にはならないかどうか、それを研究したことがあるかどうか。そういうことになれば、検察庁と裁判所が分れて、現在の拘置所の跡に検察庁を建てるといふことになる。検察庁は非常にりっぱな相当広いものがございまして、鰯居でなく。そういう点については法務省の方ではどうとお考えになつておるのですか、どうですか。その辺を一つ、きまつておるのなら承つて、将来の参考にしたいと思ひるので。

○政府委員(大澤一郎君) ただいま、拘置所が都島に移ることにつきまして、現在のあの付近にございまして少年鑑別所が他に移転するという約束につきましては、これは特に一松先生に、この拘置所移転問題につきまして非常な御協力、御援助を得まして、あれが実現いたしました関係上、われわれといたしましては、早急に移転いたしたいという考えのもとに、本年度少年鑑別所の予算要求をいたしたのでございまして。ただいま申しましたように、法務省所管で官舎が伸びたものの、なすべきことがたくさんございまして。ようやく、少年鑑別所の一応の予定地といたしまして、現在矯正管区がございまして、現在予定地といたしまして、その調

査費をよりやく八十万円の要求が認められまして、今年度はそれによりまして技術調査その他の調査を進め、明年度の予算に本格的な営繕新築費を要求したい、かような計画で進んでおります。非常におくれて参りましたので、ようやく緒につきましたので、その程度で一つわれわれの努力のあとを御了承願いたい、かように存する次第でございます。

なお、都島に今新築しております拘留所が完成いたしますと、定員が二千三百五十二名というこの計画で進んでおりますので、現在の四条の方におりますのが、収容者が約千二百名、大阪の本所におりますのが約四百五十名、これを十分一方所に収容できることになるわけで、従いまして、四条の現在の分禁所は、分禁所としては廃止になりまして、都島に統一されることになると予定しております。

それから大阪の高等裁判所並びに検察庁の新営の問題でございますが、私、昨年現地に参りまして、現地の弁護士会の方及び裁判所並びに検察庁のそれぞれ責任者から、将来の計画というものの御意見を伺って参つたのでございます。現在のあの裁判所を四階建に変えるということは、技術的には相当——精密に調査したわけではございませんが、法務本省がれんが作りでございます、あれも終戦後は改築しておるわけでございますが、技術的に相当困難ではないか、かように考えられるのであります。従いまして、あの拘留所のあきまです地所と、現在官舎地帯でございますが、大川先生からお話のございました民家のありますあの一帯、あれにつきまして、弁護士会の

お力添えを得まして、あそこをうまく裁判所、検察庁、法務センターとして、どういうふうにおさめたいかというところを、現地の御意見を聞きまして、現在立案中でございます。そのきまりました上は、またいろいろ御援助を仰がなければならぬこともあるかと思ひます。また、あの中に大阪の天満警察署がございまして、警察署をどこに持っていくか、それも大阪の警視庁とも連絡をいたしておりますが、近いうちに一つの計画を立てまして、今の拘留所が都島に三十六年度に移転できますので、早急に引き続いてその実行に移りたいという目標で努力をいたしております次第でございます。

○最高裁判所長官代理者（岸上康夫君） ただいまの大澤経理部長のお話と関連いたしまして、現在、法門坂町と申しますか、上本町にございまして大阪簡易裁判所も、拘留所跡を利用して、裁判所、検察庁の建物を整備する際には、もちろん現在の大阪簡易裁判所を堂島の所に持つてきて、あそこを高等、地方、簡易というものの合同庁舎として使用したいという方針で、進んでおります。

それから、ただいまお話でございましたが、現在の高裁、地裁の建物の四階増築ということ、精密に検査したわけではございませんが、昔のれんが建ててございまして、まあ私どもの方の技術者は、おそらく増築、もう一階建て増すということは技術的に困難だということ、今のところはそういう計画はいたしてないのではありません。○委員長（青山正一君） 速記をとめて。（速記中止）

○委員長（青山正一君） 速記を始め。○雪城タマヨ君 私は、売春防止法について、ことに婦人補導院について数点伺いたいと思ひます。

第一には、矯正局長にちよつとお伺ひいたしますが、今度の予算を見ますと、その予算はまことに貧弱なもので、これで法務当局が立案していらつしやいます婦人補導院並びにその職員、つまり施設と職員について、ほんとうに……大体の御構想を説明していただきたいと思います。

○政府委員（渡部善信君） 今度四月一日から、売春防止法の全面施行に当りまして、婦人補導院の発足というものが予定されているわけでございます。早急にこの法案を提出いたしまして、対策を立てていくことになるわけでございますが、明年度の予算に婦人補導院の新設に伴う予算を要求いたしましたのでございます。

ただいま宮城委員から御指摘の通り、われわれの要求いたしました額とは相当隔たりがある、少いものに相なつたわけでございますが、明年度におきましては、婦人補導院は全国で三カ所作ることに相なつたわけでございます。一つは東京、これは百人定員のもの、のを新営いたすことに相なつております。次は大阪でございまして、これは九十人収容定員のもの、を改築によりまして設置することに相なつております。それから、もう一つは福岡に、これも九十人の収容定員でございまして、同じく改築によつて設置することになります。予算が計上せられていた次第でございます。

この東京に新営いたしますものは、百名というところになっていて、新営でございまして、これは予算といたしまして約三千万円計上せられております。実は、われわれの考えでは、いろいろ刑務所で営繕を直営でいたす工事が相当あるのでございます。そこで、婦人補導院は早く設置をいたさなければなりませんので、請負の予算で実は要求いたしましたのでございますが、予算の関係で、やはり直営の予算で組まれたわけでございます。そこで、予算の面から申しますと、非常に、格段に削られたことに相なるわけでございますが、さような関係から直営になりまして、ので、やむを得ずこの予算の範囲内で新営をいたすことにいたしましたわけでございますが、予算三千万円で、大体百名の収容定員のもの、をブロック建で直営で建築いたす予定でございます。

なお、この収容いたしまする寮舎は百名を目途といたしておりますが、その他の講堂とか、あるいは食堂とか、炊事場というふうなところは、大体百五十名までの収容可能な設備をもつて設計をいたしているわけでございます。直営で三千万円で建てることが、可能なことと私は考えております。

なお、大阪の方は、これは改築でございまして、現在われわれの考えておりますのは、大阪の堺の市内でございまして、ここに元海軍の衛戍刑務所の跡があるのでございます。そこをほとんど衛戍刑務所として使わない先に終戦になりまして、割合しつかりとした施設でございまして、これを、現在では刑務所の職員の宿舎がありませんので、これを宿舎に改造いたしましたし、それに

これに充てているわけでございますが、今度予算をもらひまして、これらの職員の宿舎を建てまして、そこに移しまして、この刑務所を補導院に改築いたす考えでございます。これが約千五百万円ありますので、これでこの大阪の補導院は改築できる考えでございます。

それから福岡でございまして、福岡の方は、これは財務部の方と交渉いたしました、もとの陸軍の倉庫でございまして、その建物をもらひ受けまして、この材料でもつて補導院を作る計画を立てております。目下財務部の方と折衝中でございまして、大体これらうまういふ見込みでございます。

かようなわけでございまして、百名、九十名、九十名、合計二百八十名の収容定員のもの、を、三カ所作ることにいたしました。この数は全体から考えますと少いように思われます。しかしながら、この補導院に補導処分に付せられる者が次第のくりになりますが、ちよつと見当がつきかねるような面もあるわけでありまして、まずこれを出発をいたしまして、もしも不足するような場合には、さらに予備金でも対策を講ずるという約束のもとに、とりあえずのところ、これで、出発するということで、この準備を進めておるわけでございます。

なお、これに従事いたしまする職員でございまして、各施設とも二十五名の定員を認められておるわけでございます。この補導院の施設は初めてのところでございまして、われわれといたしましては、この運営というものにつきましましては非常に頭を悩まし、この施設がほんとうにうまく運べるかどうか

は、かかつて人にあるものと私は考えております。従いまして、りっぱな人をここに得まして補導院としてのりっぱな任務をさせたいと考えて、よい人を得るようには実は頭を悩ましておるわけでございます。

○宮城タマヨ君 今の御説明につきまして、少し詳しく伺いたのでございまして、この収容人員を、東京を百とし、あとの所を九十人として、これでは足らぬかもしれないというようなお話もございましたが、この百人、九十、九十という、何か基準があるのでございませうか。ただ大ざっぱに、百人と九十人とおきめになったのでありませうか。

○政府委員(渡部善信君) これは基準がございまして。詳しいことを申し上げますと、これは現在の売春婦の大体の概数でございます。それを基礎といたしまして、それに検査されるもの、また本年の三月末日までに転業いたしましたものを考慮いたしまして、三十三年度四月一日に罰則の適用になりますときの検査対象者がどのくらいになるかというこの予測を立てたわけでございますが、それが大体十万人と数に押えたわけでございます。これもなかなかどこで押えるかむずかしいのでございまして、一応十万人と押えました。現在の数が十五万ないし十七万と押えております。そのうちで転業いたしました者を見まして、約二割ないし三割の者が転業すると見まして、約十万人が検査の対象になるのじやなからうかというふうに押えたわけでございます。そのうち検査せられますものを一、二の程度に押えていくかというわけでございますが、

〔委員長退席、理事一松定吉君着席〕

これもこの数のまあ半分、まあよくいけば半分まで参るかも知れませんが、大体二割五分から五割程度のものじやなからうか。二割五分と見ますと、十万人のうちで婦人相談所その他保護施設に参ります者等を差し引きしますと、大体八万と押えて、その四分の一で約二万がこの五条違反の対象になるのではないかと。この二万が検査せられることになるわけでございますが、この二万のうち成人と少年とがありませう。それを大体成人が一萬六千、それから少年を四千、これで大体二万ということになるわけでございますが、このうち、成人のうちで検査されます一萬六千のうち、約二割五分が起訴されるのじやなからうか。これが大体四千人という数字になるわけでございます。そのうち、四千人のうち自由刑に処せられるものがどのくらいかというわけでございますが、これは大体四割と押えて千六百、その千六百名のうち執行猶予、単純な執行猶予になりますものと、執行猶予をつけられまして保護観察処分に分けられるものと、もう一つは補導処分になりますものと、それから、もう一つ起訴されて実刑に処せられるものがあるわけでございます。そのうちで、まず三割程度というところで、四百五十名ないし五百名という数字が実は出ておるのでございませう。

まあ、これはわれわれとしましては非常に少いわけで、まあまあかようなことになるかも知れませんが、われわれ、もう少したくさんさんの数を見たわけでございますが、査定の際に見られました数が、大体この数字で、五百名ということになるわけでございます。そこで、これを各地域に分布いたしますと、大体東京、大阪、福岡、この三カ所に一応収容所を設けまして、これが発見していきなりということでございます。

○宮城タマヨ君 この三カ所というのは、三カ所の管轄をきめて、つまり日本全体を三つのブロックにしようというお考えなんですか、この三カ所というこれは、そこはいいかがでしょうか。

○政府委員(渡部善信君) これは、東京の補導院が何県と何県と何県というふうに、管轄区域をかつちきめたわけじやございませうが、大体東京から東の方、東北、北海道は大体東京、それから中部の近畿及び名古屋関係、それから四国、中国の一部というものは大阪、それから九州と中国の西の方は福岡、大体この三カ所に収容する予定でございます。

○宮城タマヨ君 これは人数の査定というところについて、まあいろいろの考え方があろうと思っておりますけれども、まあ今のところ、この予算とにらみ合さなければならぬことなんでは、三カ所というのもやむを得なからうかと思っておりますが、今伺った東京が三千万円ですか、それから大阪が千五百万円というふうな、これは非常なちやちなもので、ちやちなものきりでないだろうと思っておりますが、それよりも私が問題にしたいのは、一体このこういふ婦人たちをもしも社会からほんとうに隔離するということの意味合いを非常に多く考えられますならば、そうして法務省もそう考えていらつしやうと思ひます、当局も。だが、私はこれを、

この考え方について、もういっそのこと、刑務所の方にやつたらちががあつて、刑務所にやらないうこととは、これを日本の婦人として、将来は日本の母親としてこれを教育していくということは、今までの非常にふしだらな生活から正しい日本の婦人の生活、母親の生活に引き返そうという、その教育をするという観点に、私はどうして当局に立つていただきたいと思ひます。もしも、これを犯罪者と同じように考えるのだつたら、私、こんなものを作らないで、どんどん刑務所に入れればよい。だが、刑務所に入れちゃ母がでないのですから、その点で、ただ、今までの建築をするような、建築屋にまかせておいたという建物では、私は新しく建てる意味がないと思ひますが、いかがでしょうか。その点、私、矯正局長の考えを聞きたい。

私は、こういう婦人に精神指導といひますか、考え方の指導をするということ、それが大きいことで、一方には生活指導。生活指導は自然に、職業指導しなくちゃならない。そういうような意味合いにおきまして、その生活指導というても、社会人としての生活指導も必要ですが、さしたつては、彼女らをして家庭婦人として家庭の生活指導をするというところは、私は女の一番の根本問題になるだろうと思ひます。そういうところに立ちますと、ただあんな者をわいわいといれまして、そうしてやつぱり、距離的には過去の道から隔離されておりましたも、その気持は過去の生活を追つていくということであつたら、私はこれは結果としてつづまらないことで、どうしても完全には足を洗わして、しかも日本の婦人

として生活をしつかり確保せないうことになりまして、どうしても家庭生活を基準にするという、家庭生活の指導ということが、私は生活指導の一番根本にならなければならぬものだ、そういうふうに考えております。

そこで、大きい共同生活というふうなものを見て、大きな食堂でそれかまかないがいて、食べさせてやろうというふうなことは、生活指導にならぬと思ひます。身をもつて体験させる指導、それには、私は、こんな共同生活で大きい台所で炊事をして、上げせん、据えせん御飯を食べさせるといふことは、とんでもないことだと思ひます。その点で一つ、特別な金を使つていただいて、なに、おきます所は粗末でもいい、大ていなところはしんばうしてもらつていいのです。それがまた薬になるのです。けれども、女の生活の台所生活をさせるということとは、一体法務省はどういうふうな考えていらつしやいますか。おそらく私は、そういうことを、失礼ですが、男子の方ですら、きつと大きい炊事場で上げせん、据えせん御飯を食べてやろうという考えだろうと思ひます、私、大へん心配しているのですが、いかがでございますか。

○政府委員(渡部善信君) 個々の補導院を今後いかに運営していくかということ、実は私非常に考えを練つておるわけでございます。いづれ婦人補導院法案を御審議願ひます際に、十二分に御意見も承わらしていただきたいと思ひつておるわけでございますが、今度の婦人補導院法にも、この補導の大体中心を打ち出しておるのでございませう。

す。ただいま宮城委員の仰せのごとく、充春婦の人たちのふしだらな生活を直し、ほんとうに家庭人としての婦人を育てていくことは、非常にむずかしい仕事でございます。

最初、われわれといたしましては、これには職業補導を中心にしていかんきやならぬのじゃないかということ、実は案を立てたのでございます。ところが、この婦人補導院で職業補導を中心は今後運営していくというふうになります。

〔理事一松定吉君退席、委員長着席〕

どうしても在院期間を一年は持たざるければ、なかなかむずかしいのでございます。当初、われわれといたしましては、少くとも在院期間是一年というふうに持たせたいと思つたのでございますが、ただ、この婦人補導院の刑罰規定が六カ月というところから、どうしてもこの線が押し通せなくて、ついに六カ月という期間に後退せざるを得なかつたのでございます。そこで、この六カ月の期間ということにらみ合せますと、当初の職業補導に徹するという方針がどうしても貫き得ないことになりまして、そこで、この補導の中心を職業補導から生活指導の面に移さざるを得なかつたのでございます。従つて、今度の婦人補導院法案では、この補導の中心が生活指導ということに相なっております。

この生活指導は、ただいま御指摘のごとく、家庭婦人としての教養を授けるというのを、われわれとしても考へておるわけでございます。まず規律のある生活になじませる。夜中にならないと目がさめてこない、というよ

うなことでだめなんです。朝早くから起きて、普通の家庭生活にいそしめるような、規律のある生活をまず打ち立てまして、このところで本来の婦人としての基礎的な教養も持たせていきたい。家事その他基礎的な教養を教へまして、婦人としての情操を養つていくというのを考えております。さうなことから、順次その他の事柄も全部、在院者の手をもつてまかなつていきたいというふうに考えておるのでございます。

この婦人補導院を、仰せのごとく、拘禁を強くしたいわけの閉鎖式のものにするといふことは、われわれとしては考えていないのでございます。なるべくこれは開放的なものになつてほしいと思つておりますが、しかしながら、対象の婦人たちは非常に放縱な生活をしておりまして、かような者を、ただいま申しますような規律のある生活になじませたいということになりますと、どうしても落ちつきができません。従つて、これを野放図な開放施設に入れまして、とうていその目的が達せられませんか。従つて、これらの婦人も、初期におきましては、やはり自由を束縛せざるを得ないと私は考へます。その意味で、初期の段階におきましては、閉鎖式の形態をとらざるを得ないと私は考へております。従つて、規律に落ちつかせまして、一応の落ちついた時には、私は開放的な処遇をいたしていきたい。従つて、この施設は閉鎖的な組織と同時に開放的な組織、両方面を持った、非常に運営がむずかしいのでございますが、両面を備へた組織として今後運営したいと思つております。従ひまして、落ちついて

参りましたならば、外部への通勤の制度も考へておりますし、また臨時外出等の制度も取り入れていきたいと思つております。なるべくそういう段階になりましてならば、仰せのごとく、開放的なものに今後持っていきたいと考へております。

○宮城タマヨ君 この職員は二十五人大体平均とおつしたんでございませう。これは職員が一番問題で、ことに院長ほか幹部の人たちは、これは婦人の方をお考へになつておりますか。院長は男を連れてくるというふうなお考へはあるのでしょうか。

○政府委員(渡部善信君) これは非常にむずかしいところでございしますが、婦人の収容施設でございまして、御婦人のりっぱな、院長としていい方がございませうならば、もちろん御婦人の方を充てたいと思つております。しかしながら、これは御婦人でなくちゃならぬといふわけのものでもないんじやないかと私は考へております。男子でも、りっぱな方がおりましたら、院長として迎へて差しつかえないのじやないかと考へております。どうしてもし婦人でなくちゃ院長はできないといふふうにも、実は踏み切れないのでございませう。男子でも、女子でも、ほんとうに婦人の更生のために熱意のあるりっぱな方であつたならば、あまり拘泥しなくてもいいんじやないかといふふうには考へております。まあ、いづれにいたしましても、りっぱな方を迎へて運営したいと思つております。

もちろん、直接この在院者に当ります職員は、女子でなくちゃならないと思つております。ただ、庶務関係の仕事は、これはまあ男子がやはりいい

と、できないと思ひます。材料その他の調達等につきましては、やはり男子がいないと、十分にいかないと思つております。しかし、直接在院者に當るものは、女子をもつて充てたいと思つております。

○宮城タマヨ君 矯正局長は外国をどうにもならぬかどうか知りませんが、これは私の経験でいたしたところですけれども、私は三カ月間アメリカの一、まあ婦人ですか、少年院に行きまして、三カ月間そこに入つて、實際見たのですけれども、そこに、充春婦ではない、犯罪少年、少女だけですが、その院長がどういふことを言つた。絶対に、男の人をここに入れたら、子供たちは落ちつけない。ただ一つ、農場の牛を御する者が男子だつたのです。ところが、それがじやまになつて仕方がない。ぜひ女にかえたいと言つていた。それはもう大きな、職員だけではない百人といふものがいたのですけれども、それで私は、アメリカの犯罪少年院といふのは、何といふすばらしいものだと思つておりましたが、そうしたら、一昨年ロンドンに行つて、これは充春婦の調査で行つたんですが、ロンドンに参りましたら、ロンドンにやはり充春婦の施設があつたのです。ところが、表面、政府に行つて聞いてみても、英国ではすでに充春婦は一人もいないといふ説明をしております。

事実はいいて、そういう手当をしていく。そうして、それは大きな婦人の収容所ですけれども、ここでもかかつて生活指導と、職業補導をやつておりましたが、そこに男の人一人も入れることができない。それは、このように男が一人いると、どうしても女は落ちつ

かない。私はそういう経験を持つておりますから……

これは、ことに充春婦でいて、どうにもこうにもならぬという一番最後の線に上つてきた者を入れるという、その施設において、男のりっぱな人があつたら置くというふうなことは、私は甘いと思ひます。これは絶対に女ばかり入れてはだかぬといふならぬと私は思ひますが、しかし、もう少し、法務省といたして、いろいろな方面から研究してどうにかなつて、職員構成というところは、私は一番骨が折れると思ひます。そうかといつて、石部金吉のような人を連れてきて、これはおさまらないと思ひます。ですから、これは適当なやり方をしなければならぬんですが、それにはやはり、今の女子少年院の院長、婦人の院長あたり一つ招集なさつて、もうとつくりと、そして急いで一つ経験をお聞きになつて下さい。まだ充春施設のものではできませんけれども、少年院でつくり参考になる資料が私はあると思ひます。一つ、これはここに男を入れたらおさまらぬと思ひます。

(笑聲) ほんとうでございませう。女の立場でそういうふうなことを言うのははなはだ遺憾だけれども、それほどもう手に余る者だけを入れるという施設ですから……。私は、それほど人数が多くないと思ひます。そうしていいよいけないものは、もう刑務所に入れるという建前をとつても、これはやむを得ません。だが、私は、私ではだか日本のお母さんを、一ぺんでも刑務所に入れて、その経験をさせるということ、残念ですが、それはしたくないと思ひますがね。だが、これは大へん大事のところ、しかも、これは四月一日

の実施に建物は間に合わない。これはどうなるのかと心配をしておりますが、それよりも、建物よりも、職員の構成ということが一番これは大事なんです。この点を私は十分注意していただきますように。

まだ質問がたくさんありますけれども、今日はこの程度にしまして、保護局長がおいでになっていらつしやいますから、保護局長にお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長(青山正一君) どうぞ。

○宮城タマヨ君 保護局長に伺います。今、保護司は定員に達しております。今までは、全国で五万二千でした。今は四万何千人ですか、まだどのくらい余っておりますか。

○政府委員(福原忠男君) 定員は五万二千五百人ですが、実際の数は四万八千人ちよつと出ております。

○宮城タマヨ君 そうしますと、今度売春立法が成立、完全実施になりましたら、保護司の全員、五万二千五百人を採用なさるおつもりなんですか。またその必要をお認めになるでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(福原忠男君) 保護司の充員ということは、従来からも非常に問題になるのでございますが、なかなか、仕事の性質上、いい方を見つけないものでございますから、実情としては五万人にならないのは、大へん遺憾でございます。売春対策の一環としての保護司の充員ということも、もし適当な方があれば充員したいと思ひますが、今残念ながら具体的にその計画はございません。

○宮城タマヨ君 不適当な方を大至急にという意味じゃございませんけれど

も、実際問題として、もつと保護司を採用なさらないと、現在でも保護司の手が一ぱいでございまして、そこへ売春婦の問題が出てきたら、これはどういうことになりますか。

○政府委員(福原忠男君) あれこれ、売春婦対策につきましては、考えているのでございますが、現実にかような形をとるかという点については、必ずしもはっきりした見通しがつかないものですから、大へん申しわけありませんが、保護司の充員という点も、これはそれぞれの方面にお願いしまして、適当な方を得て、対策を講ずることになつたといつて考えております。

○宮城タマヨ君 施設を作つてそこへ入れるというふうな者は、これはよくよくの者でなくちや入れられないと思ひます。また入れる必要もないと思ひますけれども、ほんとうは保護司活動というものがこの仕事の中心になるのじゃないかと、私は思ひます。それにはどうしても保護司の定員をもつとふやすといふことをしなければならぬと思ひますが、まだそこに余裕があるといふのだったら、今度は私は、大至急に保護司を、一つ定員だけでも採用なさつて、準備をなさらないと、もうお考えにならないと、二月ですよ。あともう一月きりしかございませぬ。保護司の定員というものは、私はそこまで研究しておりませんでしたが、たとえば東京とか、大都會に定員をふやして、そして地方は地方に割り振つてあるのをごさいますしやうね、各県に割り振つてあるのだから、そういうものを重点的に任命するといふやうなこともできるのでございませうか。

○政府委員(福原忠男君) 実はさつき説明が足らなかつたかと思ひますが、従来保護司の欠員がございまして、それで五万二千五百人以内といふことになつておりますが、それを充員しておりません。昨年、やはりかようなことを考えました。従来から割り当ててゐる数が四万九千人で、全国に割り当てておりました。多少東京に残りを予備に置いたわけでございますが、それを五万二千五百人全員を、全国の昭和二十七年以後の事件数その他と比べまして、配付いたしました。そしてその充員方を保護観察所その他関係官省にお願いしているわけでございますが、なかなかいい方がありませんので、その後少しづつ増員しておりますが、充員してない。全員充員するに至らないという段階になつておりますので、さらに充員方につきましていろいろ考えていきたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 これまでの保護司の任命の主眼として考えるところと、少しく今度方角が變つてもいいと思ひます。だから、今までもうほとんどそろつていいますか、出そろつて採用されているから、なかなかむずかしいといふように考へないで、今度少し観点を變えて、大至急にそれを定員だけでも、五万二千五百人ですか、それだけでも、そしてそれを都市中心といふやうなことにでもしなかつたら、今三カ所收容所を作れば、自然にそこに重点的になるのではないかと、私はおそれております。これは日本全国の問題ですから、一つ保護司活動について特別に、私は保護局長にお考へ願ひたいと思つております。いろいろございま

すけれども、私はきょうはこれだけにしておきます。
○委員長(青山正一君) 本日は、この程度で散会いたします。
午後三時五十二分散会